

宮前区区民会議要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市区民会議条例施行規則（平成18年川崎市規則第28号。以下「規則」という。）第5条の規定に基づき、区民会議の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議課題)

第2条 区民会議は、規則第2条の規定に基づき把握した課題のほか、広く区民から区における地域社会の課題を把握するよう努めるものとする。

2 区民会議が規則第2条の規定に基づき把握した課題及び前項で把握した課題については、区における地域社会の課題として、調査審議の対象とする。

3 区民会議は、調査審議の結果について、課題ごとに解決策を取りまとめ、速やかに区長へ書面で報告するものとする。また、任期末には、審議継続中の事項を含め必要な事項について、区長に書面で報告するものとする。

(団体推薦委員)

第3条 区長は、川崎市区民会議条例（平成18年川崎市条例第11号。以下「条例」という。）第4条第2項第1号の規定による委員について、規則第3条各号に掲げる分野から区の実情に応じ選定を行うものとする。

2 区長は、地域社会の課題の解決を図る上で、課題の解決の担い手として、各活動分野での活動実績や意欲のある団体、区内を広く活動範囲とする団体等のうちから区民会議の推薦団体として選定し、委員の推薦を依頼する。

3 区長は、性別、世代、地域のバランス等を考慮し、必要に応じて推薦団体に対し、委員の推薦条件を申し入れるものとする。

(委員の推薦)

第4条 推薦団体は、区長から委員推薦依頼を受けたときは、宮前区区民会議委員推薦書（第1号様式）により、速やかに委員の推薦を行う。

2 推薦する委員は、その団体に所属する者でなければならない。

3 第1項の規定により推薦され、委員の就任を承諾する者は、宮前区区民会議委員就任承諾書（第2号様式。以下「就任承諾書」という。）を区長に提出するものとする。

4 推薦団体が委員を変更したい場合には、宮前区区民会議委員推薦変更届（第3号様式）を区長に提出するものとする。

(公募委員)

第5条 条例第4条第2項第2号の規定による委員の公募について、人数、資格、任期及び選考方法等必要な事項は、区長が別に定める。

2 前項の規定により選任され、委員の就任を承諾する者は、就任承諾書を区長に提出するものとする。

(区長推薦委員)

第6条 区長は、条例第4条第2項第3号の規定による委員について、性別、世代、地域のバランス等、を考慮し、規則第3条各号に掲げる分野を横断的につなぐ視点や、区における地域社会の課題を総合的な観点から捉えることができる者などのうちから委員を推薦するものとする。

2 前項の規定により推薦され、委員の就任を承諾する者は、就任承諾書を区長に提出するものとする。

(委員の再任)

第7条 区民の区民会議への参加機会を確保するとともに、区民会議の活性化を図るため、委員の再任回数については、1回とする。

2 前項の規定にかかわらず、公募により選出された委員については、再任はしないものとする。

(委員長及び副委員長)

第8条 区民会議に委員長及び副委員長2名を置く。

2 委員長及び副委員長は、課題の解決に向けた区民会議の円滑な運営に努めるものとする。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期終了までとする。

4 前項の規定にかかわらず、委員長又は副委員長が欠けたときは、補うことができる。この場合において、その任期は、前任者の残任期間とする。

5 副委員長は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ定めた順序によりその職務を代理する。

(専門部会)

第9条 条例第7条に規定する専門部会の設置は、検討課題に応じ、委員長が区民会議に諮りこれを決定する。

2 前項の規定に基づき、専門部会を設置する場合には、委員長は、専門部会を構成する人数及び委員の選任について区民会議に諮り決定する。

3 専門部会は、部会長のほか、複数の委員で構成するものとする。

4 専門部会は、調査検討状況について、区民会議へ随時報告するものとし、調査検討の結果を取りまとめた場合には、速やかに区民会議へ書面で報告するものとする。また、任期末には、調査検討中の事項を含め必要な事項について、区民会議に書面で報告するものとする。

5 委員長は、前項の規定に基づき専門部会から調査検討結果の報告を受けた場合は、必ずこれを区民会議に諮り、その取扱いを決定する。

(関係者の出席)

第10条 区民会議及び専門部会へ関係者を出席させるときは、それぞれ区民会議及び専門部会へ諮るものとする。

(区長の役割)

第11条 区長は、区における暮らしやすい地域社会の形成のため、広く地域社会の課題の把握に努めるものとする。

2 区長は、調査審議の結果及びこれに対する取組状況等について、市政だより、ホームページ等により区民への周知に努めるものとする。

3 区長は、広く区民の参加を図るため、区民会議の制度や区民会議及び専門部会の開催日時その他必要な事項について、積極的に区民への発信に努めるものとする。

(庶務)

第12条 区民会議の庶務は、宮前区役所企画課において処理する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、区民会議の組織に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。